

2021年10月5日

日本サメ軟骨普及協会 御中

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 藤井 克裕

【連絡先（事務局）】担当：松田

〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号

椿本ビル5階502号室

TEL06-6920-2911/FAX06-6945-0730

メールアドレス info@ke-s.or.jp

ホームページ [http:// www.ke-s.or.jp](http://www.ke-s.or.jp)

お問合せ（その4）

当団体は、適格消費者団体として、貴協会が新聞折り込みチラシにより行っている、サメ軟骨由来成分を含有するいわゆる健康食品が変形性膝関節症の症状改善に効果があるかのように表示する広告について、不当景品類及び不当表示防止法上、適法性に疑問を感じ、2018年3月28日付け「お問合せ」を送付しました。それ以降、3度にわたるお問合せに対しての貴協会の回答と国民生活センターに寄せられた相談事例の情報等を基に対処を検討した結果、当団体は、貴協会の広告の表示について、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に違反するものであると判断し、消費者団体として、その是正を求めて、2021年5月12日付けで要請書をお送りしました。

これに対し貴協会は、「広報活動については、疑念を持たれない内容を確立するまで無期限に停止します。」という回答をされました。しかし、当団体はその後もこれまでと同じ内容の新聞折り込みチラシで広告が行われていることを確認しましたので、改めて貴協会にお問合せを行う次第です。

つきましては、本「お問合せ（その4）」に対するご回答を、2021年11月5日までに書面にて当団体事務局までご送付いただきますようお願いいたします。貴協会の誠実かつ迅速な対応を求めます。

なお、本「お問合せ（その4）」につきましては、内容、及びそれに対する貴協会の回答の有無とその内容等は、全て当団体ホームページ等で公表しますので、その旨ご承知おきください。

記（質問事項）

貴協会は、2021年6月21日頃、当団体に対し、「要請書への回答」と題する文書を提出されました。当該文書には、「広報活動については、疑念を持たれない内容を確認するまで無期限に停止します。」とありました。

しかしながら、2021年7月には、滋賀県内において、別紙の新聞折込チラシ（以下「別紙」という。）が配布されていました。別紙には、当団体が2021年5月12日付け要請書で指摘した「ヨシキリザメ軟骨の効果には、抗炎症作用、新生血管抑制作用、軟骨そのものの成分、この3つの働きが相まって軟骨が再生、炎症が消えて痛みが軽減していくと考えられます。」などの表示が依然としてなされており、「広報活動については、疑念を持たれない内容を確認するまで無期限に停止します。」との回答と相反する広報活動を行っておられるようにも見受けられます。

そこで、以下の質問にご回答頂きますようお願いいたします。

- (1) 貴協会は、「広報活動については、疑念を持たれない内容を確認するまで無期限に停止します。」と回答されていますが、具体的には、いつから広報活動を停止するのですか。
- (2) 貴協会は、広報活動について、「疑念を持たれない内容を確認する」ことを予定しておられますが、具体的には、どのような措置を行われるのですか。

以上